

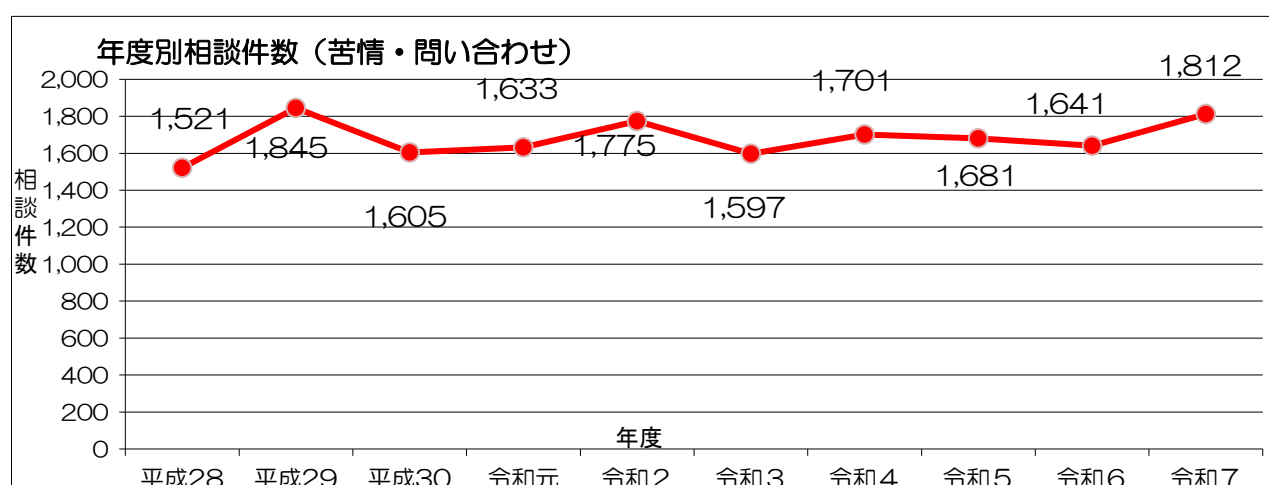
令和7年度 四日市市の消費生活相談窓口における相談概要

四日市市では、市民の安全・安心な消費生活を実現するために、消費生活相談を実施して、問題解決のための助言や支援、情報提供を行っています。

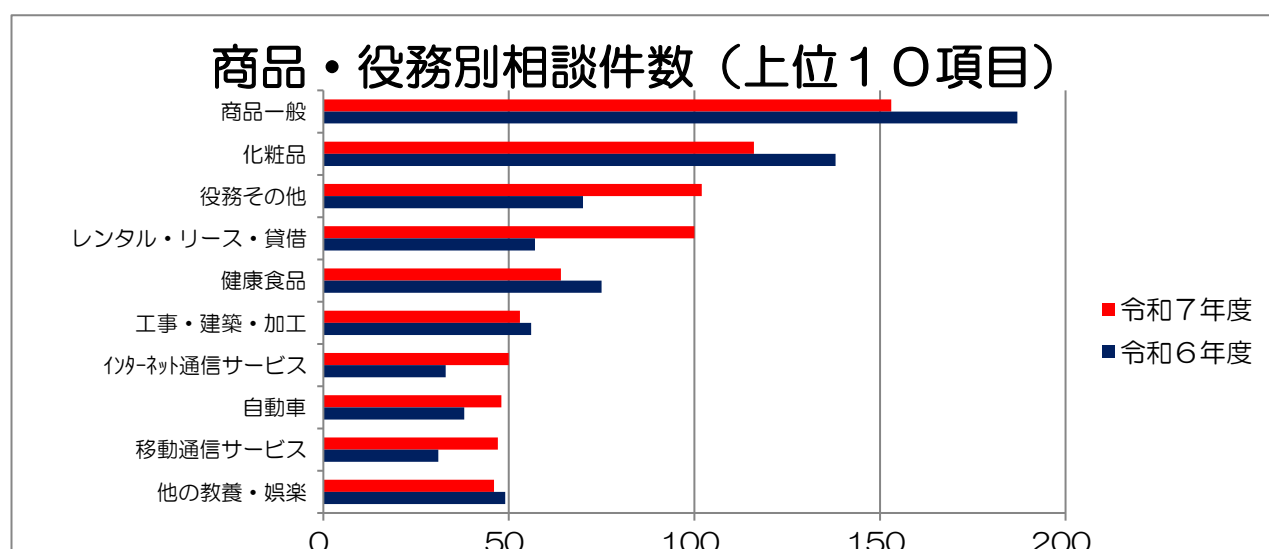
令和7年度消費生活相談窓口における相談概要については、以下のとおりです。

1. 相談件数について

令和7年度に、四日市市消費生活相談窓口が受け付けた相談件数は1,812件で、令和6年度の1,641件に比べて171件の増加となっています。



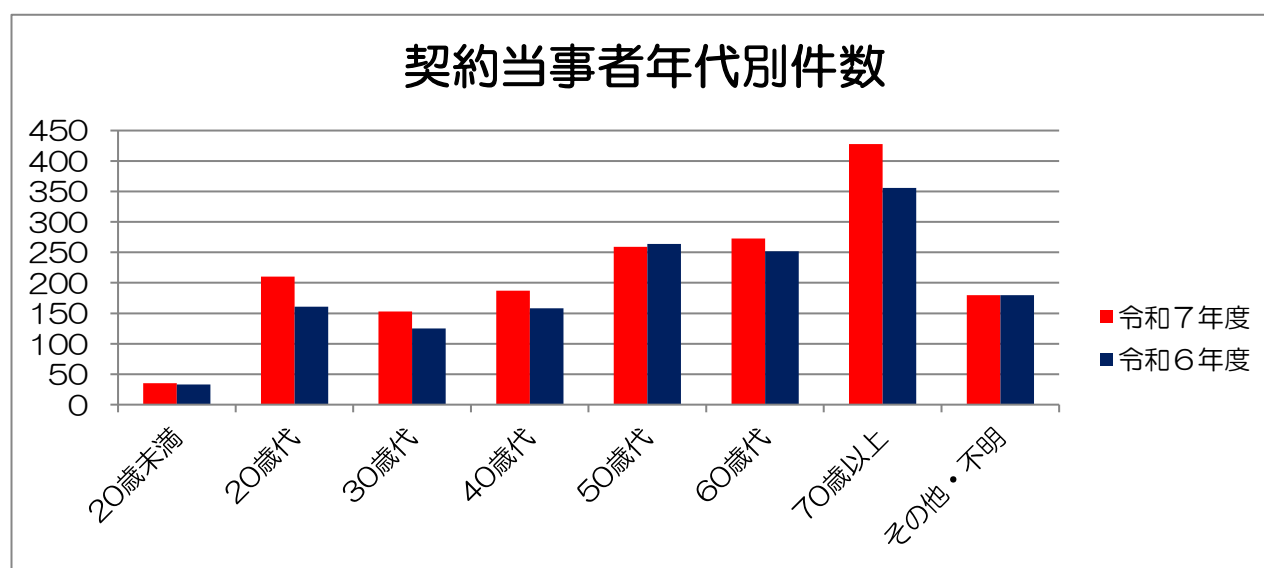
2. 商品・役務別相談件数について



商品・役務別相談件数では、「商品一般」の相談が153件で最多となりました。「商品一般」は架空請求や商品が特定できない相談を指し、令和6年度（187件）より18%減少しました。主な相談内容は、不審な電話・メールや請求、身に覚えのない荷物が届いたといったものでした。

続いて、「化粧品」が116件となり、令和6年度（138件）より15%減少し、さらに、「レンタル・リース・貸借」が100件となり、令和6年度（57件）より75%増加しました。これは、インターネット通販における定期購入に関する相談が多く、各年代から広く相談が寄せられています。

3. 契約当事者 年代別件数について



令和7年度の50歳代の相談件数は、令和6年度（264件）より1%減少し、259件となる一方、70歳代以上の相談件数は、令和6年度（356件）より720増加し、428件となりました。

60歳代以上の相談は全体の51%を占め、依然として多くの相談が寄せられています。相談内容としては、「商品一般」に関する相談が多く、「化粧品」、「レンタル・リース・貸借」、「健康食品」等の定期購入に関する相談、携帯電話やスマートフォン等の「インターネット通信サービス」に関する相談も上位となっています。

4. 契約者年代別の相談内容と相談件数（上位 10 項目） ※その他不明は除く

	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上	
	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
1	他の教養・娯楽	18	玩具・遊具	24	レンタル・リース・貸借	13	レンタル・リース・貸借	13	商品一般	26	化粧品	31	化粧品	44
2	役務その他	3	レンタル・リース・貸借	16	役務その他	12	商品一般	10	化粧品	20	商品一般	28	商品一般	40
3	化粧品	2	商品一般	12	商品一般	11	役務その他	10	レンタル・リース・貸借	16	健康食品	14	健康食品	32
4	理美容器具・用品	2	自動車	11	紳士・婦人洋服	8	化粧品	9	役務その他	11	役務その他	14	役務その他	21
5	商品一般	1	役務その他	11	自動車	8	自動車	8	インターネット通信サービス	9	レンタル・リース・貸借	9	移動通信サービス	20
6	医薬品	1	理美容	10	理美容	7	健康食品	7	健康食品	8	電気	8	インターネット通信サービス	20
7	玩具・遊具	1	教室・講座	9	他の教養娯楽品	6	修理・補修	7	工事・建築・加工	8	空調・冷暖房機器	7	工事・建築・加工	18
8	自転車・用品	1	医療	9	移動通信サービス	6	他の教養娯楽品	6	紳士・婦人洋服	7	医療用具	7	修理・補修	13
9	レンタル・リース・貸借	1	紳士・婦人洋服	7	医療	6	工事・建築・加工	6	他の教養娯楽品	7	他の金融関連サービス	7	魚介類	12
10	損害保険	1	内職・副業	7	他の金融関連サービス	5	移動通信サービス	6	修理・補修	7	紳士・婦人洋服	6	他の教養娯楽品	12

- ・令和7年度は、「商品一般」がすべての年代で相談内容の上位に入りました。
- ・「役務その他」は、副業サポート契約等に関する相談が主な内容になります。
- ・定期購入に関する相談は、幅広い年代で相談内容の上位に入っています。

なお、相談内容別では、「レンタル・リース・貸借」「化粧品」「健康食品」等が定期購入に関する相談に該当します。

5. 主な相談事例（参考）

【相談事例】 商品一般

クレジットカードで利用した覚えがない請求があった、対処法を知りたい。

【相談事例】 役務その他

副業サポート契約をした。代金は借金をして支払ったが、全く儲からないため、解約したい。

【相談事例】 賃貸アパート

賃貸アパートを退出する際、原状回復費用が高額であったため、納得できない。

【相談事例】 健康食品

スマホのSNS 広告からダイエットサプリをお試し定期購入した。体質に合わず解約したいが、販売会社に連絡が取れない。

【相談事例】 修理・補修

自宅のリフォームを訪問販売で契約をしたが、現状、リフォームは不要であるのでクーリング・オフしたいができるのか。

【相談事例】 新聞

訪問販売で新聞の勧誘を受け、断り切れずに1ヶ月間の購読契約をしてしまった。クーリング・オフできるのか。

【相談事例】 自動車

店舗にて中古車を購入契約した。ローンの審査がとおり納車されたが、支払いが厳しいと分かり、契約をキャンセルしたい。

【相談事例】 携帯電話サービス

スマホの機種変更をした際、利用料金が安くなると説明を受けたが、以前よりも利用料金が高くなり、納得できない。

【相談事例】 インターネットゲーム

未成年の子供が、オンラインゲームで親のクレジットカードを勝手に使い、課金していた。高額課金になっているようだが、取り消しできないか。

消費生活に関するご相談は

四日市市役所（1 階） 市民・消費生活相談室

・相談専用電話：059-354-8264

・受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00 と 13:00～16:00